

携帯電話を取り出しただけで 時系列等報告書を強要し 業務指示違反を通告

組合員のみなさん そして 国労とユニオン組合員のみなさん！

過日、東海労組合員が運転助役から到着点呼後に、「勤務時間中に私物の携帯電話を使った。現認する」と一方的に通告されました。組合員は、到着点呼が終わり鞆から携帯電話を取り出したところ、待ちかまえていたように二人の運転助役に言われたのです。しかし、助役は「何を」「何時何分に」現認したのかを伝えないまま、後で事情を聞くとし、翌日の退出点呼後に、他の運転助役から、事情聴取と時系列等報告書を書くよう迫られたのです。

組合員は、時系列等報告書をなぜ書かなければならないのか。業務中に携帯を持ってはいけないのか、と問い正したところ、助役は、待っていましたとばかりに「勤務時間中に、私物の携帯を使っては駄目なことを知っているでしょう」、と畳みかけてきたのです。

困惑しながらも組合員は、乗務手帳を差し出し「ここに何と書いていますか」、と問いました。そこには「**個人所有の携帯電話の業務中の使用を禁じる。**」。更に「**※業務中：労働時間中をいう。ただし、折返加算時間中で、特に業務がない場合は除く。**」、と運輸所が配った資料の説明がありました。

読み終えた助役は、慌てた様子を見せながらも「それは置いといて、とにかく時系列を書くように」と強要しましたが、断りました。組合員が、携帯を取り出したのは、到着点呼時間後で、労働外時間になるまでの時間、すなわち「折返加算時間中」だったのです。「**※**」印の説明の**業務中**ではなく、「**使用を禁じる**」などと言われる筋合いは全くないから断ったです。にもかかわらず、作成を断った組合員は、「業務指示違反」を通告されたのです。

職場が働きづらくなります 何とかするために 声を出しましょう

あたかも組合員が、会社の「ルール」を破ったかのように助役は言っていますが、その助役こそが会社の「ルール」を全く知らず、勝手な思い込みと判断で言っているにしかすぎないのです。運輸所が配った資料のとおり、**折返加算時間は業務中とはならない**のです。労働組合との議論の上で会社自らが決めたにもかかわらず、それを知らない助役が問題なのです。

食事をしたりコーヒーを飲んだり、コンビニに行くのと同じなのです。社員管理を強化するためなら、何でも、「問題だ」、とでっち上げるのです。